

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

株式会社清水商会  
千葉県千葉市中央区松ヶ丘町635

2. 指名停止措置期間

平成27年10月14日から平成28年 1月13日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要 :

第一防災株式会社の代表取締役及び関東支店長は、国土交通省東京空港事務所が発注した消防設備が正常に作動するかを調べる業務の入札で落札できるよう、当該入札に参加した他9社と談合し、公正な入札を妨害したとして、平成27年7月6日、公契約関係競売等妨害容疑で警視庁捜査二課に逮捕された。株式会社清水商会は、代表役員等がこの入札談合に加わり、平成27年8月6日に、談合罪で略式起訴された。

上記のことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成26年12月4日付け26林政政第338号）別表贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当することから、3ヶ月の指名停止を行うものである。

〈物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領〉

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した契約に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（別第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から3ヶ月以上12ヶ月以内

問い合わせ先  
東北森林管理局  
秋田県秋田市中通5-9-16  
総務企画部 経理課長 細田 雄一 電話018-836-2070